

岩手県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 介護予防支援計画の作成

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人 敬愛会	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割100番地	矢巾町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	紫波郡矢巾町大字南矢幅13地割123番地 矢巾町保健センター内	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割335番地 ケアセンター南昌1階	平成30年4月1日

2 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人 敬愛会	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割100番地	矢巾町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	紫波郡矢巾町大字南矢幅13地割123番地 矢巾町保健センター内	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割335番地 ケアセンター南昌1階	平成30年4月1日